

【市の取組】 芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業

【補助内容】 原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた介護保険サービス事業所に対し、物価高騰対策支援金を支給する

【補助金額】

事業種別	支給金の額
居宅介護支援	50,000円
訪問系サービス	50,000円
通所系サービス	300,000円
施設系サービス	(定員30人未満) 500,000円
	(定員30人以上) 1,000,000円

【補助要件】

- ・ 対象となる事業所の開設年月日が令和6年3月31日以前であること
- ・ 令和6年12月にサービス提供実績があること
- ・ 支給申請時点で事業を継続していること

【市の取組】 芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業

【申請期間】 令和7年3月10日（月）～令和7年5月30日（金）

【支給時期】 ・ 令和7年4月30日までの申請

⇒ 令和7年5月末頃振込

・ 令和7年5月30日までの申請

⇒ 令和7年6月末頃振込

【提出書類】 ・ 国民健康保険団体連合会発行の令和6年12月サービス提供分の

各給付費「支給決定額通知書」及び「支払決定額内訳書」の写し

・ 振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの

【事業詳細ページ】 <https://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/bukkakoutou/bukkakoutou.html>



介護人材養成支援事業

令和7年度も介護人材養成支援事業を実施します。

市内の介護保険サービス事業所等の従業者又は採用予定の方に対して、実務者研修・介護職員初任者研修の受講費用の一部を補助します（予算に達し次第終了）。

詳細はホームページをご確認ください。

https://www.city.ashiya.lg.jp/kaigo/kaigo_kenshu_hojo.html

実務者研修・介護職員初任者研修 の受講費用の一部を補助します！

新たな介護人材の確保および介護職員の資質の向上を図ることを目的とし、補助対象の研修の受講費用の一部を補助します。

【補助対象】

- ①市内の介護保険サービス事業所等に勤務中もしくは勤務予定であり、過去1年以内に補助対象の研修を修了した個人
- ②上記の個人に対して受講費の4分の3以上を補助した法人

【補助金の額】

①個人

補助対象の研修にかかる受講費の2分の1

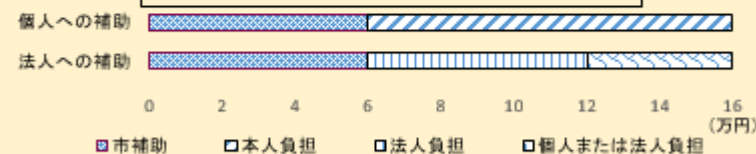
②法人

補助対象の研修を修了した従業者に対して負担した受講費の3分の2

※1 ①個人②法人ともに、初任者研修においての受講費補助額は上限3万円、実務者研修においては上限6万円となります。

※2 予算額に達し次第、補助は終了となります。

【費用負担例】実務者研修の受講料が16万円の場合



問い合わせ先

TEL: 0797-38-2024

〒659-8501

兵庫県芦屋市緒道町7番6号

芦屋市高齢介護課（市役所南館1階22番窓口）



介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

職員体制等に変更が生じる際には、加算・減算の要件に適合しているか確認すること。加算・減算の適用状況に変更が生じる場合、「**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**」及び「**介護給付費算定に係る体制等状況一覧表**」を遅滞なく提出すること。

【居宅介護支援、介護予防支援、在宅系サービス】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用**が可能となる。

(例) 3月15日に届出が受理 → 4月1日から適用が可能
3月16日に届出が受理 → 5月1日から適用が可能

【施設系・居住系・短期入所系サービス】

新たに加算を算定する場合、**届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用**となる。

(例) 4月1日に届出が受理 → 4月1日から適用が可能
4月2日に届出が受理 → 5月1日から適用が可能

令和7年度介護職員等処遇改善計画書の提出

地域密着型サービス・総合事業サービス（生活支援型除く）

【提出締切日】 令和7年4月15日（火）

様式は「芦屋市 処遇改善」で検索🔍

【提出書類】 令和7年度介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書

【提出方法】 原則メール提出

区分変更を行う場合は・・・

令和7年4月15日（火）までに

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等
状況一覧表（総合事業の場合は総合事業の様式）も一緒に提出してください。

加算Ⅴ(1)～(14)を取得している事業所は
必ず区分変更の届出を行ってください



参考ホームページ

- ▶ ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク
<https://www.careplan-renkei-support.jp/>
- ▶ 介護分野における生産性向上ポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>
- ▶ 介護現場におけるハラスメント対策（各種マニュアル及び研修の手引き）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
- ▶ 暴力等対策マニュアル
https://www.hna.or.jp/for_nurses/n_visiting_nursing/against_violence/entry-1526.html
- ▶ ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）の利活用に関する事例集
<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001103589.pdf>
- ▶ 兵庫県国保連返戻等事例集
<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/index8.html>

基準等遵守について

- ▶ 運営基準（赤本）、費用算定基準（青本）、Q&A・法令（緑本）等の確認

- ▶ 介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

- ▶ 令和6年度介護報酬改定関連通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ▶ 厚労省ホームページ（上段）やWAM-NET（下段）に掲載のQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- ▶ 兵庫県の手引き（県指定の居宅サービス関連）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html

【芦屋市からのお願い】

- 各種基準やQ&A等を一度ご確認いただいたうえでご質問いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ご質問内容によっては国や県への照会が必要となり、ご回答までにお時間をいただくことがあります。
- 回答をお急ぎの場合はその旨をお伝えください。
- 人員・設備・運営基準は監査指導課、加算等の費用算定基準は高齢介護課が受付窓口です。